

第 5 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 9 3 の項を 9 5 の項とし、4 7 の項から 9 2 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、4 6 の項の次に次のように加える。

47 東京都ふぐの取扱い規制 条例第 1 7 条第 2 項の規定 に基づく届出済票の交付	ふぐ加工製品届 出済票交付手数料	1 件につき	3, 0 0 0 円	届出のとき
48 東京都ふぐの取扱い規制 条例第 1 7 条第 4 項の規定 に基づく届出済票の再交付	ふぐ加工製品届 出済票再交付手 数料	1 件につき	2, 4 0 0 円	再交付申請 のとき

付 則

この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特例条例の改正により区が行うこととなる事務の手数料を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。